

皆さん、こんにちは。食と緑を守る緑友会・清進福岡県議団の神崎聡です。少し名前が長くなりましたが、緑友会1期生は、再び、3人となりました。毛利元就の故事のように、3本の矢となって、力を合わせて頑張っているところと、気持ちも新たにしているところとです。

さて、現代版の3本の矢と言いますと、アベノミクスの経済政策であります。ここ最近は何やら円高円低が続いていますが、それでも、デフレ脱却に向けた矢として、期待されていることは、間違いないと思います。来月には参院選もあり、まさにデフレ不況を克服できるかどうか、日本の将来を大きく左右する選挙戦になるんだと思います。

今回、公職選挙法の改正で、インターネット等の普及に鑑み、選挙運動期間における、候補者に関する情報の充実、有権者の政治参加の促進等を図るため、インターネット等を利用する選挙運動が解禁されます。選挙期間中のネット選挙運動による選挙への影響がいろいろと取り沙汰されているようですが、選挙の大勢にどのくらい影響を及ぼすのか、私にはよくわかりません。

ただ私は、このネット選挙運動解禁によって、有権者と候補者との間で、選挙期間中に直接、双方向でコミュニケーションを取れる点が、最大のメリットなのではないかと思っています。これまでは直接会うか、もしくはメディアを介してでしか、有権者と候補者はつながることができませんでした。時間・場所の制約は大きく、特にメディアにあまり取り上げてもらえない地方選挙は、有権者にとっては、候補者の詳しい情報があまり得られず、候補者にとっても、自らの政策や想いを有権者に伝えにくい状況にありました。

ネット選挙運動が解禁されることで、有権者は選挙期間中でも、候補者がどのような選挙運動をしているのかを知り、ウェブサイトやSNS・ソーシャルネットワークキングサービスを通じて、直接メッセージを受け取ることができ、候補者に質問や疑問を投げかけることが可能となります。候補者もまた、有権者のニーズや想いを収集することができます。

有権者がもっとも選挙に関心を向ける時期は、やはり選挙期間中であると思いますので、選挙期間中のネット選挙運動解禁は、これまで投票行動に結びつかなかった若い人も含めて、有権者の足が投票所に向かっていくのではないかと期待しているところです。

県選管は先月30日、そして今月10日に、各市区町村選管の職員向けの研修会を実施し、今回の公選法の改正点について説明させていただきます。立候補届け時に、候補者や政党がウェブサイトのURLを一つだけ届けられることや、電子メールについては、候補者と政党のみに利用が限定されており、一般の有権者は使用ができないことなどを説明されたと聞きました。

これまで以上に、政治家の声が有権者に届きやすくなる反面、他人が候補者を装う「なりすまし」や、候補者へのネット中傷などが心配されているところです。特に「なりすまし」は、ブログなどで候補者の主張や政策とは全く異なることが書かれ、拡散されてしまう恐れがあります。そのため、対応策として、政党、候補者のホームページや電子メールに貼り付ける「電子証明書」の発行を始めた民間会社も出てきました。県選管や県警察が、こういったネット選挙解禁に向けて、どういった対策を取られていくのか、非常に気になっているところです。そこでまず、ネット選挙運動解禁に向けてお尋ね致します。県ではウェブサイトのURLを一つだけの届けられるとされていますが、これは「公職選挙施行規則の一部を改正する省令」によるところだと思えますが、どういう経緯で届け出が一つだけになったのでしょうか。

お尋ね致します。

私自身も、ホームページにブログ、ツイッターにフェイスブック、ユーチューブにユーチューブと日々の政治活動のツールとして活用しておりますが、多くの有権者に候補者の政治姿勢・政策・人物を広く知ってもらうためには、SNSや動画共有サイトを含め、複数のURLの告知が必要だと思っております。また、候補者等に対する誹謗中傷が横行するおそれもあることから、誹謗中傷・なりすまし対策も何らかの対応が必要であると思っております。

こういった対策として一番有効と思われるのが、行政機関の広報による候補者のホームページやブログ、ソーシャルメディアの複数のアカウント情報を広く周知することではないかと思えます。一つだけのウェブサイトのURLの届け出では、周知にも、「なりすまし」対策としても、不十分なのではないでしょうか。今回、国内初のネット選挙運動となる7月14日投開票の中間市議選、21日投開票の参院選を通じて、様々な課題が見えてくると思えます。今後のネット選挙の定着に向けて、選挙の公平性確保の観点から、誹謗中傷・なりすまし対策に対して、十分研究して頂くように要望致します。

このネット選挙運動解禁によって、私は、ホームページの更新やブログによる情報発信よりも、ロコミ・拡散が期待でき、選挙戦にとって大きな武器になってくるツイッターやフェイスブック、或いはユーチューブといった、双方向コミュニケーションが主流になってくるんじゃないかと思います。一方、不適切な言葉による炎上や意図しない情報漏えい等、大きなリスクも抱えているのも事実だと認識しています。その他ソーシャルメディアで考えられるリスクとして、設定の不備や誤使用、不正なアプリやスパムメッセージ、アカウント関連での乗っ取りや偽アカウントの不正行為、利用規約違反による業務停止、デマ情報やつきまといなど考えられます。

このようなリスクは、短期間の選挙戦では取り返しのつかない事態にもなりかねません。従いまして、こういったリスクに対して、候補者としては対策を取らなければならないと思っています。ネット選挙運動は、お金がかからない選挙と言われてきましたが、実はこういった目に見えないところで多大なコストがかかってしまいます。このような状況を踏まえて、知事はネット選挙運動に対してどのような見解を持ちになられているのかお尋ね致します。

ところで、知事は「自身のホームページやブログはお持ちでないのでしょうか。県公式ウェブサイトでは、ユーチューブ版の「ふくおかインターネットテレビ」をはじめ、様々なメディアで情報発信をされておられますから、個人としての情報発信には、どのようなお考えをお持ちなのでしょうか。

私の場合、地元田川の皆さんをはじめとして、議員活動・議会活動を通じて、少しでも県政報告ができればという想いで発信していますが、本音を申しますと、やはり選挙を意識しての取り組みであります。選挙に危機感をもっていると言いますか、不安を抱えているものからです、常に発信しておかないと安心できないのが実態であります。

公務ご多忙の中で、個人的な時間が取れないと思いますし、政治家個人のことですので、要らぬお世話かもしれませんが、知事「自身のネット活用は、県民として非常に高い関心を寄せているところだと思います。どのように考えられておられるのか、お聞かせ下さい。

次に、災害時の県民への情報伝達を目的としたソーシャルメディアの活用についてお尋ね致します。

東日本大震災では、ソーシャルメディア等インターネットを活用して安否確認や被災者支援が効果的に行われるなど、これまでにない取り組みが数多く行われました。行政庁内のシステムが被災しますと、公式ウェブサイトを通じた情報発信に大きな支障をきたします。

また、避難所や仮設住宅等では、情報の収集・発信手段が少なく「情報の空白地帯」となります。大規模災害発生時には、被災状況や避難状況等についての、きめ細かな情報収集や発信が非常に重要であり、そのための対応が求められてきます。ツイッターやフェイスブックといったソーシャルメディアを活用することで、携帯電話などから容易に情報発信ができ、行政庁内のシステムが被災した場合でも、住民に向けて迅速に情報を発信することができます。

震災後におこなった、IMJモバイルという調査結果では、地震発生時に利用したソーシャルメディアで、「役に立った」あるいは「やや役に立った」と感じた利用者がツイッターでは79%、フェイスブックでは62%にのぼり、高く評価されていることがわかりました。

このように、個人にとって普段は気軽なコミュニケーションツールとして利用していたソーシャルメディアが大規模な災害時には情報収集や安否確認のための重要なインフラとなったと言えます。一方で、デマ情報や情報伝達時における歪曲化する恐れがあるため、ソーシャルメディアの活用するためには、いくつかの前提条件が必要だと思います。災害情報時には、発生場所や災害内容・発信者氏名等の必要な情報が含まれていること。信憑性の低い情報等を排除するためのフィードバックがなされていること。公開されている情報であることなどの規定が必要であると思います。

私は、今後ますます、防災・減災分野におけるソーシャルメディアの活用が活発になってくると思います。消防庁がこの夏を目処に、SNSを使った大規模災害時の緊急通報システムの試験運用を開始する方針を決めました。防災行政無線だけでは災害情報が完全には伝わらないことを考えますと、ソーシャルメディアを含む多層的な警報を発動する新しい警報システムを具現化した防災訓練も必要だと思います。本県の災害時におけるSNSの活用について知事のご見解をお尋ね致します。

次に県民との双方向コミュニケーションによる広報・広聴活動の強化についてお尋ね致します。

本県では、「福岡県だより」や「グラフふくおか」をはじめとした広報誌、テレビ、ラジオ、新聞に加え、ホームページや「ふくおかいンターネットテレビ」等の様々な情報発信ツールを活用して、県民の皆さんへの情報提供や情報収集に取り組んでいます。まず、本県のメディア戦略に対して知事をどのような所見をお持ちになられているのかお尋ね致します。

私は福岡県の魅力をより多くの方にお届けするために、これまでの情報発信ツールに加え、ソーシャルメディアの活用が、県政情報の発信・地域間交流の促進を図るためにも必要であると考えます。

本県のホームページですが、情報は充実しているものの、そのページを県民のどこの地域のどのような方に、どの年齢層に見てもらいたいのか、ターゲットがわからず、どなたでも「自由に」ご覧くださいというような作りになっていると思います。これでは、いくら質の高い情報を作成しても、ターゲットイングとなる情報を求めている層に対して的確に情報が伝わっているかどうか疑問が残ります。

そこで活用が期待されるのが、先程から申しております、ソーシャルメディアです。サイトの認知度や評判を高め、ウェブサイトへのアクセスや評価を向上させるために、それらのサイトに共有するボタンの設置を行うことによって、ホームページの情報が共有しやすくなります。

具体的には、各ページの中で、そのページにフェイスブックの、いいね！のボタンとか、あるいはツイッターのリツイートボタン、メールに転送できるボタン、こういったものを埋め込むことで、サイトの認知度向上と、ターゲティングとなる層に対して、的確に情報が伝わるのではないかと思います。

県が発信する情報を多くの県民に的確に伝えていくためには、ソーシャルメディアの特性を生かした、より最適化された効果的な情報発信が大事だと思います。知事のご所見をお尋ね致します。

こういった取り組みを推進するためには、まず本県のアカウントを取得しなければなりませんし、部・局・課やプロジェクト毎のページアカウントが必要となります。

また、ソーシャルメディアは、その情報が不正確であったり、法令や公序良俗に反したり、さらには意図せず、特定又は不特定の人たちの感情を害したりする恐れもあり、発信者のみならず県政に対して想定しない影響を及ぼす場合もあるかもしれません。従いまして、ソーシャルメディアを使いこなすためには、その利用者がソーシャルメディアの特性やリスクなどを十分理解しておく必要があります。他県では、県職員の職務上ソーシャルメディアを適切に利用し、その有用性を十分に活用できるよう、ソーシャルメディアを利用する際の基本的な考え方や留意点を明らかにするガイドラインを定めています。他県の活用事例やガイドラインを参考にされ、是非取り組んで頂きたいと思いますが、知事のご所見をお尋ね致します。

現在、県庁内の職場において、ソーシャルメディアの活用がシステム管理上できないという事を耳にしましたが、どういった問題があり、活用できないのでしょうか。お尋ね致します。

次に、パブリックコメントにおけるソーシャルメディアの活用についてお尋ね致します。

本県では、様々な分野で県民の幅広い意見を募集するためのパブリックコメントを実施しておりますが、私は、県民の意見を把握する重要な手法であると思います。ただ、事例によってはパブリックコメントの意見件数が少ない場合もあると思います。まず、パブリックコメントを実施していること自体を周知させるのが容易ではありません。

現在、パブリックコメントについて、ホームページ、福岡県だより等によるお知らせや県政情報コーナーでの情報提供など、さまざまな手法で周知していると思いますが、より多くの「ご意見を寄せていただくために、さらに周知に努めていく必要があると思います。これまでこの手法に加えて、利用者間での情報の広がり期待できる、ソーシャルメディアを積極的に活用することを提案したいと思いますが、知事のご見解をお尋ね致します。

私は社会人になってから、仕事の延長線上で、こういったソーシャルメディアと付き合ってきました。古くはPC・VANやニフティサイブといったパソコン通信時代からですから、実に四半世紀になります。時代は目まぐるしく変わり、ツールはますますスピードを上げて変化しています。

私は開かれた県政運営と言いますか、県民参加型という観点からも、刻々と状況が変化する情報を、県民の方々に発信していくために、県職員のソーシャルメディアの活用は非常に有効な手段だと思っています。

行政に関わっている一人ひとりが広報マンとなり、使命感を持って、かつ、楽しみながらソーシャルメディアに取り組む姿勢が、今の時代求められているのではないのでしょうか。

「社会システムの変革に貢献する福岡県」「時代の変化に対応できる福岡県」そういう願いを込めまして、私の一般質問と致します。

「清聴ありがとうございました。」